

令和 5(2023)年 2 月 8 日

## 会員にお支払いする配分金には消費税が含まれています

～令和 5(2023)年 10 月 1 日 消費税適格請求書等保存方式(インボイス制度)開始～

公益社団法人 東山梨地区広域シルバー人材センター

### 1 現在(令和 5(2023)年 9 月 30 日まで)

○公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター(以下「センター」)が会員にお支払いする配分金には、発注者から預かった消費税が含まれています。この消費税は、本来、国(税務署)に納めるものですが、年間の課税売上高が 1,000 万円以下である会員は消費税免税事業者となるため、納税する必要はありません。

センターが発注者に請求した利用料金が 11,990 円の場合

配分金 11,000 円 会員の配分金の内訳		センター
配分金本体 10,000 円	消費税 1,000 円	事務費(9%)990 円

### 2 インボイス制度開始後(令和 5(2023)年 10 月 1 日から)

①インボイス制度が始まって、センターは会員の皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税額を含めて配分金をお支払いします。なお、会員が消費税免税事業者である場合は、引き続きこの消費税を納税する必要はありません。

②ただし、インボイス制度が始まると、センターは消費税免税事業者である会員との取引について、**消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を負担しなければなりません。**つまり、センターとしては、新たな納税コストが発生するということです。

③センターでは、この新たな納税コストについては、発注者と料金の交渉を行うほか、必要に応じた業務効率化を図ることなどで、配分金額に影響しないよう尽力をいたします。

しかし、そのことで仕事が減ってしまったり、センターの経営が厳しくなることも懸念されます。

今後の状況によっては、会員の皆様にご協力をお願いする必要があるかもしれませんので、その際は何卒ご理解のほど、お願いいたします。

配分金 11,000 円 会員の配分金の内訳		センター
配分金本体 10,000 円	消費税 1,000 円	事務費(9%)990 円
		消費税 1,000 円

※ 新たな納税コスト